

# 関税分類に係る事前教示における 照会書、見本等の郵送等による提出について

文書による事前教示照会に際して、照会者が照会書、見本等を郵送等(※)により提出することを希望する場合について、見本等の管理、同一性の確認、職員の安全上の問題等の観点から税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、郵送等により税関の本関に提出できます。

なお、郵送等による照会書、見本等の提出については、必ず事前に照会先税関の関税鑑査官部門までご相談ください。事前相談がない場合は、お受けすることができない場合があることをご了承ください。

(※)本資料において、照会書、見本等とは、事前教示照会書、関係資料及び見本を、郵送等とは、郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法のことをいいます。

## 文書照会

税関窓口で提出する以外に、下記の方法により提出できます。

照会書：郵送等（追跡又は配達を確認できるもの。以下同じ。）

関係書類：郵送等又は電子メール添付

見本：郵送等

## 口頭・インターネット照会

見本の提出を要する照会は、回答に慎重な検討を要する文書照会が適したものであるため、文書照会をお願いしているところです。

口頭及びインターネットによる回答を希望される場合は、事前相談の際に、税関が分類の検討にあたって必要と認めた場合に限り、見本の郵送等による提出ができますので、必ず、事前に照会先税関の関税鑑査官部門までご相談ください。

(注)インターネット照会のうち、見本の提出を要する場合は、文書による照会に準じた取扱いへの切替え(税関様式C-1000-13)の対象にはなりません。

手続等については次ページをご覧ください。

# 照会書、見本等の郵送等による提出に係る手続きについて

## ① 郵送等により提出できる場合

郵送等による照会書、見本等の送付ができるのは、事前にご相談をいただいた場合に限ります。送付に当たっては、簡易書留、内容証明郵便等の追跡又は配達の確認が可能なものをご利用ください。税関への提出前に紛失等があった場合、税関では責任を負えないことを予めご了承ください。

また、見本の郵送等が必要な場合は、原則として文書による照会をお願いします。口頭及びインターネットによる回答を希望される場合は、事前相談の際に、税関が分類の検討にあたって必要と認めた場合に限り、見本の郵送等による提出ができます。

なお、郵送等による照会書、見本等の送付に際しては、照会貨物の受領時の同一性確認のため、必要な情報(例:送り状番号、配達会社名、発送日、内容物(可能であれば写真))を照会書、見本等の発送後にメール送付又は電話により税関宛にご連絡ください。

## ② 受付税関

主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関の業務部(首席)関税鑑査官部門にご相談ください。

それ以外の場合には、照会者の所在地を所轄する税関の業務部(首席)関税鑑査官部門にご相談ください。

## ③ 返送について

原則として、照会者の負担による返送に同意いただける場合に限って、見本の郵送等を受け付けます。また、税関から返送する際は、追跡又は配達の確認が可能な手段で返送いたします。

## ④ 郵送等による受付の対象外とするもの

危険物等の郵送等で取り扱うことができないもの、送付の間に劣化する可能性のあるもの(生鮮のもの等)及び税関による廃棄が困難なものについては、郵送等による提出の対象外とします。